

告 示

埼玉県告示第九百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>居宅介護支援センター ウイズ川口</p>	<p>みすみ薬局 前上店</p>		<p>名称</p>
<p>川口市飯塚 一丁目一六 川口ホームズ 二F</p>	<p>川口市前上町 三二二三三</p>		<p>所在地</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>サービスの種類</p>
<p>平成二十九年 二月二十八日</p>	<p>平成二十九年 七月三十一日</p>		<p>廃止年月日</p>